| | |
|---|---|
| **第二条の十九**　［略］<br>**第二条の二十**　［略］ | **第二条の十七**　［同上］<br>**第二条の十八**　［同上］ |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

**○総務省令第四十三号**

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）の施行に伴い、及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第九条第二号イの規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣　武田　良太

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （信書便物の引受けの方法の基準）<br>**第九条**　法第九条第二号イの総務省令で定める信書便物の引受けの方法の基準は、次のとおりとする。<br>一　次のイからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分に応じ、市町村又は特別区の人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとし、許可の申請後において新たに国勢調査の結果が公表された場合にあっては、その人口）に当該イからホまでに掲げる率を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げた数）以上の数の信書便差出箱を各市町村又は各特別区ごとに設置すること。<br>［イ～ニ　略］<br>ホ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村　〇・〇〇一九<br>［二・三　略］ | （信書便物の引受けの方法の基準）<br>**第九条**　［同上］<br>一　［同上］<br>［イ～ニ　同上］<br>ホ　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村　〇・〇〇一九<br>［二・三　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日から施行する。

**○総務省令第四十四号**

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第十一条第一項の規定に基づき、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第十一条第一項に規定する特定事業を定める省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣　武田　良太

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第十一条第一項に規定する特定事業を定める省令

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項に規定する特定事業で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる事業とする。

一　法第八条に規定する港湾・漁港特定事業

二　有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令（平成十四年政令第三百五十四号。以下「令」という。）第一条第一号及び第二号に規定する事業

三　令第一条第三号に基づく平成十四年農林水産省告示第千八百六十九号（有明海及び八代海等を再生するための特別措置法に関する法律施行令第一条第三号の規定に基づき農林水産大臣が指定する事業を指定する件）に規定する漁場の保全のための事業であって、効用の低下している漁場の生産力の回復を図るために行うしゅんせつ、作れい、耕うん、客土等の底質改善を行う事業及びこれらに関連する事業

**附　則**

この省令は、令和三年四月一日から施行する。